特定非営利活動法人 有職文化研究所 定款

第１章　総　則

（名　称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人有職文化研究所という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都三鷹市牟礼三丁目１番２８号に置く。

２　この法人は、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

（目　的）

第３条　この法人は、社会一般に対して、有職故実文化の保存・研究・普及振興に関する事業を行い、これを通じて国内外の文化の発展・向上に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

⑴文化、芸術の振興を図る活動

⑵社会教育の推進を図る活動

⑶国際協力の活動

⑷前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

⑴有職故実文化に関する研究会ならびにシンポジウム等の開催

⑵会報等の発行

⑶国内外の展覧会の開催

⑷有職故実に関する出版物の英訳

第2章　会　員

（種　別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員を持って特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

⑴正 会 員　この法人の目的に賛同して入会した個人および団体

⑵賛助会員　この法人の目的に賛同して協力し活動する個人および団体

（入　会）

第７条　正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

⑴有職故実文化の伝統を尊重すること。

⑵有職故実文化の発展を妨げないこと。

２　賛助会員は、次に掲げる条件を備えるものとする。

⑴前項の２条件を備えること。

⑵この法人の運営・合併・解散等に関する議決権を有しないこと。

３　正会員および賛助会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

４　理事長は、前項の申し込みがあったとき、その者が第１項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

５　理事長は、第２項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金および会費）

第８条　正会員および賛助会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　正会員および賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

⑴退会届けを提出したとき。

⑵本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または正会員である団体が消滅したとき。

⑶継続して２年以上会費を滞納したとき。

⑷除名されたとき。

（退　会）

第10条　正会員および賛助会員は、理事長が別に定める退会届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除　名）

第11条　正会員または賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

⑴この定款等に違反したとき。

⑵この法人の秩序を乱し名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

2　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）

第12条　すでに納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第３章　役　員

（種別および定数）

第13条　この法人に、次の役員を置く。

⑴理事３名以上５名以内

⑵監事１名以上２名以内

2　理事のうち１名を理事長、１名を副理事長とする。

（選任等）

第14条　理事および監事は、総会において選任する。

2　理事長および副理事長は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が１名を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

4　法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。

5　監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職　務）

第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる業務を執行する。

⑴理事の業務執行の状況を監査すること。

⑵この法人の財産の状況を監査すること。

⑶前２号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

⑷前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

⑸理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任　期）

第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

３　役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事または監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解　任）

第18条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

⑴心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

⑵職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

２　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第４章　会　議

（種　別）

第20条　この法人の会議は、総会および理事会の２種とする。

２　総会は、通常総会および臨時総会とする。

（総会の構成）

第21条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第22条　総会は、以下の事項について議決する。

⑴定款の変更

⑵解散および合併

⑶事業計画および収支予算ならびにその変更

⑷事業報告および収支決算

⑸役員の選任または解任、職務および報酬

⑹入会金および会費の額

⑺借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第55条において同じ。）その他新たな義務の負担および権利の放棄

⑻事務局の組織および運営

⑼その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第23条　通常総会は、毎年１回開催する。

２　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

⑴理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

⑵正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

⑶監事が第15条第４項第４号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第24条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２項第１号のおよび第２号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第25条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第26条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第27条　総会における議決事項は、第28条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項、ならびに総会において提出された動議事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第28条　各正会員の表決権は平等なものとする。

２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、前２条の規定の適用については出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第29条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

⑴日時および場所

⑵正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を附記すること。）

⑶審議事項

⑷議事の経過の概要および議決の結果

⑸議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人２名が、記名押印または署名しなければならない。

（理事会の構成）

第30条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第31条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

⑴総会に付議すべき事項

⑵総会の議決した事項の執行に関する事項

⑶その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第32条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

⑴理事長が必要と認めたとき。

⑵理事総数の３分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第33条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２号の場合にはその日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。ただし、理事長が、緊急に理事会を開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

（理事会の議長）

第34条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）

第35条　理事会における議決事項は、第37条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項、ならびに理事会において提出された動議事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会での表決権等）

第36条　各理事の表決権は平等なものとする。

２　やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加

わることができない。

（理事会の議事録）

第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

⑴日時および場所

⑵理事総数出席者数および出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を附記すること。）

⑶審議事項

⑷議事の経過の概要および票決の結果

⑸議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人２名以上が、記名押印または署名しなければならない。

第５章　資　産

（構　成）

第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

⑴設立当初の財産目録に記載された資産

⑵入会金および会費

⑶寄付金品

⑷事業に伴う収入

⑸その他の収入

（区　分）

第39条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

（管　理）

第40条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第６章　会　計

（会計の原則）

第41条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

（会計区分）

第42条　この法人の会計は、次のとおり区分する。

(1)特定非営利活動に係る事業会計

（事業年度）

第43条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月末日に終わる。

（事業計画および予算）

第44条　この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出と見なす。

（予備費）

第46条　予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加および更正）

第47条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

（事業報告および決算）

第48条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第49条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第７章　定款の変更、解散および合併

（定款の変更）

第50条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解　散）

第51条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

⑴総会の決議

⑵目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

⑶正会員の欠亡

⑷合併

⑸破産

⑹所轄庁による設立の認証の取消

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第52条　この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

（合併）

第53条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　公告の方法

（公告の方法）

第54条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、朝日新聞に掲載して行う。

第９章　事務局

（事務局の設置）

第55条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長および必要な職員を置く。

（職員の任免）

第56条　事務長および職員の任免は、理事長が行う。

（組織および運営）

第57条　事務局の組織および運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章　雑　則

第58条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から翌年３月末日までとする。

４　この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から翌年３月末日までとする。

５　この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第49条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

６　この法人の設立当初の入会金および会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる金額とする。

⑴入会金：正会員 10,000円　　賛助会員 10,000円

⑵年会費：正会員 60,000円　　賛助会員 10,000円

別　表　設立当初の役員

役職名	氏　名
理事長	仙石　久子
副理事長	日比野　克昭
理　事	鮫嶋　康順
監　事	下関　恭子